

監査公表第 18 号（平成 28 年 7 月 15 日、県公報第 3809 号登載）

「住民監査請求に基づく監査（平成 28 年度）」

請求内容：「公共職業訓練の委託契約に係る支払について」

住民監査請求に係る監査結果

平成28年 7 月 4 日

第 1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出年月日 平成28年 5 月 9 日

2 請求の内容

(1) 請求の概要

請求人の請求概要は、以下のとおりである。

平成 27 年 9 月 2 日から平成 28 年 1 月 29 日までの期間で実施された 3 次元 CAD 科の公共職業訓練については、募集案内の内容に反し、実施されなかった科目及び時間や内容が守られなかった科目があり、この訓練を受託した業者（以下「本件受託業者」という。）には、県に対する契約の不履行がある。

県は、本件受託業者に対し、当該不履行に係る委託費の支払の中止又は支払った委託費の返還請求をせよ。

(2) 事実証明書

- ア 「公共職業訓練で受講生の意見・確認」
- イ 「公共職業訓練で募集時のチラシ」
- ウ 「職業訓練受講指示書」
- エ 「同庁の回答書及び講座実行表」
- オ 「同上の意見書」
- カ 「講座実行表の確認表」
- キ 「講義内容外の計算表」
- ク 「厚生労働省のホームページ抜粋資料」

第 2 監査委員の辞退

監査委員山下芳郎から、監査の客観性及び公平性の確保のため本件監査を辞退する旨の申出があり、同委員は監査を執行していない。

第 3 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、平成28年5月9日付けでこれを受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件の職業訓練（以下「本件訓練」という。）の委託契約（以下「本件契約」という。）に係る公金の支出に違法性又は不当性があるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（以下「職業能力開発課」という。）及び福岡県福祉労働部福岡県立久留米高等技術専門校（以下「久留米高等技術専門校」という。）を監査対象機関とした。

3 請求人の陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成28年5月30日に請求人に対し陳述の機会を設けた。その際、監査対象機関の立会いを認めた。

(1) 陳述の概要

請求人からは請求書記載事項の補足として、住民監査請求に至る経緯のほか、以下の内容の陳述があった。

設備図面の作成とプレゼン動画作成については未受講である。

Word・Excelの授業は、3次元CAD科には必要ない。予定になかったこれらの授業が三十数時間行われた。

「自分の目標での自主授業」が多く行われたが、3次元CADではない目標を立てている人は、それをやれるということになるので、これは、意味のない授業である。

3次元CAD知識、CAD利用技術対策（専門学科なのに内容は実技であった。）、2次元CAD演習、3次元CAD演習、CADデータ活用等時間が全然足りていない。

公共職業訓練の終了とは、募集時の教科の科目、時間、教科の内容と総時間を消化することであるが、全然時間が足りないし、内容も全部変更されているし、未受講もあるので終わっていない。

本件受託業者及び職業能力開発課は、プレゼン動画とは、「やさしく学ぶSketchUp」のことであるというが、これは、プレゼンテーションとは全然違う内容である。

訓練受講者は就職しようと思って3次元CAD科を受講するのであるから、実技の時間を多くとるべきであるが、3次元CADとしての実技は2日半ぐらいしか行われていない。また、実技のためのテキストもなく、悪質である。

3次元CADのある部分では8GBを要するのに、使用したパソコンのメモリーは4GBしかない。

(2) 陳述の際、請求人が証拠として提出したもの

ア 「H28.4.14 16:00～ 久留米高等技術専門校にて」（CD）

内容：請求人と本件受託業者及び久留米高等技術専門校の職員とのやりとり

イ 「H28.4.20 15:30～ 県庁会議室にて」（CD）

内容：請求人と職業能力開発課の職員とのやりとり

4 監査対象機関の陳述

平成 28 年 5 月 30 日に監査対象機関からの陳述の聴取を行い、以下の内容の陳述があった。その際、請求人の立会いを認めた。

(1) 公共職業訓練として行う委託訓練の委託先の選定について

委託訓練は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づく公共職業訓練として実施しており、短期間で資格取得でき、就職に結びつきやすい分野の訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施している。

委託先は、企画提案により職業能力開発課が選定しており、審査に当たっては、外部の委員を入れた評価委員会で、訓練内容や就職支援の内容、訓練設備、訓練施設の立地条件等様々な角度から十分に審査を実施している。

新規の事業者については、訓練実施施設の現地調査を行い、訓練施設、設備等をチェックするなど確実に訓練が実施できる事業者であるかを確認した上で、委託事業者に選定している。

(2) 本件訓練の概要について

本件訓練は、募集案内にあるように 2 次元 CAD、3 次元 CAD の基本操作と知識を習得するため、これらに係る普通学科、専門学科及び実技で構成され、その訓練総時間は 558 時間である。これらについては、本件受託業者から提出させた講座実行表に基づき、職業能力開発課と久留米高等技術専門校の担当職員が本件受託業者のもとに出向いて講師のテキスト、講師の個人手帳等と突き合わせ、これらの訓練が講座実行表どおり実施されたことは確認済みである。

(3) Word・Excel に関する講義の必要性について

請求人は、監査委員に対する 4 月 22 日付けの文書（上記第 1 の 2 の (2) のオ）の中で「3 次元 CAD 科はレベルの高い講義なので、パソコンを使用できなければ受講しない事」と主張し、Word 及び Excel の講義については必要ないと指摘しているが、ハローワークのあっせんで行われる委託訓練では様々なレベルの求職者がいる。

このため、CAD 製図においては、図面への文字入力や表の貼り付けといった知識が求められ、実際の試験においても文字入力に時間がかかりすぎて不合格となるケースもあり、また、就職に当たっては、CAD 図面を引けるだけでなく、Word、Excel 等一定のパソコン技能を習得する必要があるとの理由から、当該講義の必要性については合理性がある。

CAD データ活用で Excel の講義を行ったことも同じ理由から必要性があると認められる。

なお、3 次元 CAD 科の職業訓練を行っている戸畑高等技術専門校及び他の受託業者（久留米地区職業訓練協会）でも、実技として Word・Excel に関する講義は実施されている。

(4) 過去問による「自主授業」が多いという指摘について

請求人は、半日単位で 25 日間、1 日単位で 17 日間が過去問（過去の出題例）による「自主授業」に充てられたと主張している。

しかしながら、請求人の指摘する日を担当した講師にも確認したところ、講師が3次元CADの資格試験の過去の出題例をいくつか訓練受講者に課題として与え、一定の時間をかけて解答を作成させ、この間に講師が個別に手順や助言を与える方法で講義を行っており、講師が過去の出題例だけを与えて部屋を空けるようなことはなかったということだった。

(5) 「未実施」分の講義について

請求人は、本件請求の中で、実技のうち2次元CAD演習「設備図面の作成」及び3次元CAD演習「プレゼン動画の作成」と、専門学科のうちCAD利用技術対策「CAD利用技術者の用語」、「3次元実用化の事例」及び「CAD利用技術者の知識習得の評価」は未実施であると指摘している。

これらについては、本件受託業者が提出した講座実行表に基づき、上記(2)に記載している突き合わせ調査を行い、本件受託業者からも再度、講義が実施されたことを確認している。

ただ、その際、本件受託業者からは、いくつかの項目をまとめて講義したため、請求人の指摘する項目がもれていたように理解されたかもしれないとの意見があった。

(6) 本件訓練の効果について

募集案内に記載されている「3次元CAD利用技術者2級」の資格は、訓練受講者14名（就職による中途退所者1名を含む。）のうち13名が合格しており、また、8名（就職による中途退所者1名を含む。）が、訓練終了後3か月以内に就職していることから、本件訓練は早期の就職に大いに効果があったと考えている。

また、久留米高等技術専門校が実施した訓練生の満足度アンケート結果からも、「訓練の内容・レベルは期待どおりである」と回答した者が13人中10人と77%を占めており、多くの者の本件訓練に対する評価は肯定的であった。

(7) 本件契約とその支出について

請求人は、本件受託業者が募集案内の内容どおりに実施していない科目・時間・内容があり、県との契約不履行であるから、これに係る支出の返還等を主張している。

県は、本件受託業者と平成27年9月2日に3次元CAD科の職業訓練を主たる内容とする契約を締結している。

同年12月1日と平成28年1月29日に本件受託業者から県へ訓練が完了した旨の報告書が提出されたため、その都度、県はこれを履行確認し、国の委託訓練実施要領（平成13年12月3日付け能発第519号厚生労働省職業能力開発局長通知）及び福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）の規定に則り、平成27年12月25日に221万4千円、平成28年2月24日に135万3千円を支出している。

また、これまで述べたとおり県の指導で提出させた講座実行表を検証しても、本件受託業者の契約の不履行に相当するものはなかったことを確認した。

よって、本件に係る公金の支出は適正であると考えている。

5 監査対象機関の陳述に対する請求人の意見

平成28年6月6日に監査対象機関の陳述に対する意見書及びその関連資料が請求人から提出され、意見の概要は以下のとおりであった。

(1) Word・Excelに関する講義の必要性について

資格試験の文字入力に時間がかかるという説明があったが、建築CAD2級・3級とCADトレース初級の図面については、寸法線と寸法数字は起点・終点をクリックしたら自動で記入できる。記入が必要なものは、室名、タイトル、受験番号、名前等、簡単なものであり、僅かである。

(2) 過去問による「自主授業」について

ある講師は、自分の目標で自主授業をしてくださいと言って講師席にいて、3次元CADのことを聴いても、分からないというばかりだった。

6 監査対象機関に対する監査

(1) 職業能力開発課に対する監査

職業能力開発課の職員に対し、平成28年6月1日に関係書類の調査及び聴取調査を行った。

(2) 久留米高等技術専門校に対する監査

久留米高等技術専門校の職員に対し、平成28年6月3日に関係書類の調査及び聴取調査を行った。

第5 監査の結果

1 事実関係の確認

請求人の主張、監査対象機関に対する関係書類の調査及び聴取調査により、以下の事実を確認した。

(1) 公共職業訓練の委託訓練について

厚生労働省は、職業能力開発促進法に基づき、職業に必要な労働者（事業主に雇用される者及び求職者をいう。以下同じ。）の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって職業の安定と労働者の地位の向上を図ること等を目的として、労働者を対象とした職業訓練を実施している。

そして、同省は、職業を転換しようとする労働者に対して迅速かつ効果的な公共職業訓練を実施するために、離職者等再就職訓練事業（以下「離職者事業」という。）を都道府県に委託して実施している。

本件訓練は、このようにして同省から福岡県が委託を受けた離職者事業の一環として実施されたものである。

同省は、委託した訓練が都道府県において適切に実施されるよう、離職者等再就職訓練事業委託要綱（平成23年4月1日付け能発0401第18号厚生労働省職業能力開発局長通知）及び委託訓練実施要領（以下「要綱等」という。）を定めている。

要綱等では、都道府県は、都道府県の設置する職業能力開発校等の施設（以下「能開施設」という。）が実施主体となり、委託された訓練を専門学校等の民間教育訓練機関等（以下「再委託機関」という。）に再委託して離職者等に対する訓練を実施することができることとされており、これに基づき、本件訓練は、県が本件受託業者に委託して実施されている。

また、要綱等において、都道府県が再委託機関に支払う委託費については、受講生1人当たりの月額単価、受講者数、訓練期間の月数等によって算定すること（このうち月額単価については、定められた上限額の範囲内とすること）、能開施設の長は、毎月及び訓練終了後、受講生ごとの出欠・能力習得状況、就職状況等について、委託先機関から速やかに報告を求めること等が定められている。

(2) 本件契約の委託先の選定について

本件契約の委託先の選定に当たっては、企画競争が実施されている。選定の審査は、外部の委員を含む職業能力開発課内の評価委員会において行われており、訓練内容のほか、施設・設備、指導体制、交通の利便性、運営体制、就職支援体制、職業訓練の実績といった点についての評価が行われた上で、本件受託業者が選定されている。

(3) 本件契約における委託業務について

本件契約について作成された「職業訓練の委託に関する契約書」（以下「本件契約書」という。）によると、本件契約における委託業務は、本件契約書の別紙「委託訓練実施計画書」（以下「本件訓練計画」という。）に記載された事項を内容とする3次元CAD科の職業訓練の業務並びに本件契約書別記1に記載された就職支援の業務及び職業訓練の実施に伴う業務である。

本件訓練計画によると、本件訓練の目的については、「2次元CADシステムを利用する上でのコンピュータ関連の知識や製図の知識、図形の知識を基本的かつ広く習得する。さらに3次元CADシステムのオペレーション技能や作図時間の速さ、正確さを習得すると共に、3次元CADの概念・機能とモデリング手法・データ管理・運用、及び実務でのコミュニケーション力を身に着ける。また、再就職に向けて、ビジネスマナーや社会人の常識を学ぶと共に、履歴書・職務経歴書の書き方や面接の受け方を習熟し、早期の再就職を実現する。」とされている。

また、訓練内容については、「2次元CAD・3次元CAD全般に対する用語認識のため、CAD用語解説一覧の印刷資料・デジタルデータオリジナル教材等で習得する。ネットワークや情報セキュリティや知的財産まで広範囲のコンピュータ知識と図形分野での基本図形の性質を理解し幾何的な計算ができるように学習する。製図分野では、JISにもとづく標準製図法の知識を学習し図面を製作するために必要な知識を習得する。CADの基本操作から、3次元の部品・組立・図面・解析を体験し、3Dプリンタの操作を体験し、試作品の出力経験も行い実践・実務に即した内容で即戦力を目指す。就職支援講座を通じて、職業理解・自己理解を深め、高い職業意識を持ち続ける。」とされている。

さらに、本件訓練計画に掲げられている「教科の細目」の表には、教科の科目として、2次元CAD知識、3次元CAD知識、CAD利用技術対策、2次元CAD演習、3次元CAD演習、CADデータ活用等が記載されており、それぞれの科目ごとに、訓練時間及びコースの内容が記載されている。なお、この訓練時間については、本件契約に係る企画競争説明会において45分以上60分未満（休憩時間を除く。）を1時間として算定して差し支えない旨の説明がなされており、同表に記載された訓練時間は、これを前提とするものである。

(4) 本件契約における委託料について

本件契約書によると、本件契約の委託料については、「訓練受講者1人1ヶ月当たり54,000円（消費税が課税事業者の場合 うち取引に係る消費税及び地方消費税 4,000円）。ただし、1月当たりの訓練時間が100時間未満のものにあつては、上記の価格を訓練時間の割合で按分する。なお、1単位時間を45分以上60分未満とする場合にあつては、当該1単位時間を1時間とみなす。」とされている。そして、「受講者が、訓練開始日又はそれに応答する日を起算日とし、翌月の訓練開始日に応答する日の前日までの区切られた各々の期間において、あらかじめ定められた訓練時間の80%に相当する時間の訓練を受講していない場合は、当該1ヶ月間における委託費は支払わないものとする。ただし、3ヶ月を単位として支払いを行う場合においては、当該3ヶ月（受講者が中途退所した場合は退校までの期間）における訓練時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者に対してはこの限りではない。この場合、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間による算定は行わないこととする。」とされている。

また、訓練受講者が訓練期間中における就職により中途退所した場合については、委託料の額は、訓練の開始日又はそれに応答する日を起算日として1か月ごとに算定し、その支払対象月について、訓練が行われた日が16日以上又は訓練時間が96時間以上のいずれにも該当しない場合は、訓練すべき日数を分母とし、訓練を行った日数を分子にして得た率に、月額単価を乗じて得た額を当該月の支払う額とする（1円未満の端数は切り捨てる。）とされている。

(5) 監査対象機関における支出の状況について

本件の委託料の支出については、本件受託業者から知事及び久留米高等技術専門校長あてに平成27年12月1日付け「委託訓練実施結果報告書」が提出され、県において、同年9月2日から同年12月1日までの期間における訓練の実施結果の内容に相違がないことの確認がされた上で本件受託業者に合格が通知され、本件受託業者から提出された同月2日付け請求書に基づき、同月25日に、これに係る支払いがなされている。

また、同様に、平成28年1月29日付け「委託訓練実施結果報告書」により報告された平成27年12月2日から平成28年1月29日までの訓練について、報告内容の確認がなされた上で、同月30日付け請求書に基づき、同年2月24日に、これに係る支払いがなされている。

(6) 「講座実行表」と「教科の細目」における訓練時間について

請求人が事実証明書として提出した上記第1の2の(2)のエの「講座実行表」は、本件受託業者が作成し、県に提出したものである。

同表には、「1限目：09:30～10:20 2限目：10:30～11:20 3限目：11:30～12:30 昼休み：12:30～13:30 4限目：13:30～14:20 5限目：14:30～15:20 6限目：15:30～16:30」と記載されており、1限目、2限目、4限目及び5限目については、それぞれ50分間である。

上記(3)に記載している訓練時間の算定によると、50分は1時間とみることができるため、各科目の訓練時間は、本件訓練計画に掲げられている「教科の細目」の表に記載された時間どおりであると認められる。

(7) 本件訓練に係るアンケートについて

本件訓練においては、訓練期間中、本件受託業者により訓練受講者に対し、指導の参考にする目的で4度のアンケートが実施されている。

平成27年9月4日には、訓練中に習得したい技能・能力や訓練中に取得したい資格等について、同年10月26日には、建築CAD受験の感想や次に取得を目指す資格等について、同年12月14日には、学習のスケジュール等について、平成28年1月4日には、これまでの訓練内容の習熟度や気づいた点・困っている点、現在の希望職種等について、それぞれ質問したものである。

なお、平成27年9月4日及び平成28年1月4日に実施されたアンケートについては、これらに基づく個人面談も実施されている。

また、同月8日に、久留米高等技術専門校による「訓練生アンケート」が本件受託業者を通じて実施されており、「訓練等について」の質問の結果は次の表のとおりである。

		そう思う	やや思う	あまり思わない	思わない
(1)	訓練の内容・レベルは期待どおりである	4	6	3	
(2)	訓練の期間は適切である	5	5	2	1
(3)	訓練の内容は十分理解できている	5	4	4	
(4)	教科書及び教材（ソフトウェアを含む）は適切である	7	6		
(5)	実習設備および機器は適切である	9	4		
(6)	就職相談等の就職支援は役に立った	7	4	2	
(7)	訓練について、全体として満足している	5	7	1	
(8)	関連する仕事に就く自信が持てるようになった	3	9	1	

(8) 本件訓練に係る出席の状況について

本件受託業者から知事及び久留米高等技術専門校長あてに提出された「委託訓練実施結果報告書」（平成27年12月1日付け及び平成28年1月29日付けのもの）によると、本件訓練の期間を通じた各訓練受講者の出席率（訓練が行われた時間に対する訓練を受けた時間の率）は、84%から100%までの範囲内にある。

2 判断

上記のとおり確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

(1) 本件訓練に係る本件受託業者の義務について

本件訓練は、福岡県が厚生労働省から委託を受けた職業訓練を民間教育訓練機関に再委託して実施されたものである。

委託先の選定については、上記1の(1)の厚生労働省の要綱等の定めるところに従い、同(2)に記載しているとおり、職業能力開発課が委託訓練に係る企画競争を実施して本件受託業者が選定されており、その選定の過程においては、外部の委員を含む評価委員会で、信頼して訓練を委ねるに足る者であるか否かについて、訓練の内容や施設・設備、指導体制、就職支援体制、職業訓練の実績等様々な角度からの審査が実施されている。

このようにして選定された本件受託業者は、本件契約により、本件訓練計画に従って請求人らに訓練をするという役務を提供する義務を負うものであり、訓練については、本件訓練計画に定められた内容を実施すれば足り、具体的にどのような教材、方法等により訓練を実施するかについては、本件受託業者の裁量に委ねられている。

(2) 職業訓練に係る債務不履行について

請求人は、本件受託業者には職業訓練に係る債務不履行がある旨を主張している。

そこで、本件受託業者が請求人らに対して実施した訓練についてみると、次のとおり認められる。

上記1の(6)に記載しているとおり、請求人が事実証明書として提出した上記第1の2の(2)のエの「講座実行表」によると、各科目については、本件訓練計画に掲げられている「教科の細目」の表に記載された訓練時間どおりに実施されていることが認められる。

また、訓練の内容等について、職業能力開発課は、上記第4の4に記載しているとおり、本件訓練においてWordやExcelに関する講義が行われたことについて、CAD製図においては、図面への文字入力や表の貼り付けといった知識が求められ、実際の試験においても文字入力に時間がかかりすぎて不合格となるケースもあることから、これらの講義は必要であるなどの陳述を行っているが、これらの陳述内容については、特段の不合理はなく、訓練の内容は裁量の範囲内で行われたものと認められる。

上記1の(7)に記載しているとおり、本件受託業者は、訓練受講者に対し、訓練期間中に4度のアンケートを実施して、訓練受講者の希望や目標、資格試験受験の感想、習熟度等を確認し、個人面談も行うなど、訓練受講者の意向や要望等に配慮しながら訓練を実施していることが認められる。

上記1の(8)に記載しているとおり、訓練受講者の全員が訓練の行われた時間の8割以上を受講している。

また、上記1の(7)に記載しているとおり、久留米高等技術専門校による「訓練生アンケート」の結果からは、「訓練の内容・レベルは期待どおりである」と答えた者は、「そう思う」と「ややそう思う」との合計で10人と約77%を占めているなど、訓練に対する評価は概ね肯定的であると認められる。

以上のとおり、本件受託業者が本件契約に基づいて請求人らに対して実施した訓練は、本件受託業者が負担する債務の本旨に従ったものということができることから、本件受託業者に職業訓練に係る債務不履行があったものと認めることはできない。

(3) 財務会計上の行為について

本件契約に係る支出負担行為及び支出命令の事務手続については、福岡県財務規則等関係法令を遵守して適正に執行されている。

以上のことから、請求人の主張には理由がないので、本件請求を棄却する。